

② 新規の麻薬等原料輸入(輸出)業者業務届について

1. 届出が必要な方

麻薬向精神薬原料の輸入、輸出を業としている方。

なお、研究者が自己の研究目的のために行う輸入等で、尚且つ1回限りの輸入・輸出であると言う場合は、その輸入量、輸出量が麻薬向精神薬原料一覧表にある量以下である場合に限り、届出をする必要はありません。

2. 新規届出に必要な書類

- | | |
|---------------------------------------|------|
| * 届出書（別添様式をご利用下さい） | 正本2部 |
| * 登記簿謄本またはその写し(但し3ヶ月以内に発行されたもの) | 1部 |
| * 返信用封筒【 受理証明書を郵送での受取りを希望する方 】 | 1枚 |

簡易書留以上の返信手段(宛先を明記の上、A4サイズ以上の封筒、送料は自己負担です。)

なお、麻薬等原料輸入業者業務届と、麻薬等原料輸出業者業務届は全く別の業態ですので、輸入、輸出両方業とする方は、それぞれ別に届出が必要です。**ただし、登記簿謄本及び返信用封筒は1部でかまいません。**

3. 記載方法

(1) A4規格の別添様式を用いて、記載例を参考に記載して下さい。

* なお、当該手引きをFAXで入手した方は、インク消しを用いて、再度コピーする等して、FAXした痕が無い用紙を使用して下さい。

(2) 営業所所在地欄にはビル名まで、営業所名称欄には支店名まで正確に記載して下さい。

* 輸入業者の営業所とは通常インボイスの宛先となっている所です。通関業者については記載の必要はありません。輸出業者についても輸入業者に準じます。以下同じ。

(3) 取り扱う麻薬向精神薬原料の品名欄には、商品名ではなく「2. 麻薬向精神薬原料とは」に掲げる化学名を記載して下さい(例:メチルエチルケトン、アセトン、トルエン等)。なお、後日品名に変更があった場合は、変更届を提出して下さい。

(4) 年月日欄は業務届を麻薬取締部に届け出る日を記載して下さい。

(5) 住所欄の記載事項

登記簿記載の本店の所在地(外国に本店がある場合、日本における支店)

(6) 氏名欄

名称(商号)及び代表者(最高責任者)の氏名

* なお、個人の場合は、住民票記載事項を、外国人の場合、外国人登録証記載事項を記載して下さい。

(7) 欄外には、届出事業所等の連絡担当者の所属・氏名・電話番号・FAX番号を記載して下さい。

(新規の場合の記載例)

別記第37号様式(第45条の2関係)

↓ 輸入又は輸出を記載

麻薬等原料.....業者業務届

麻薬等原料 営業所	所在地	東京都〇〇区××1-2-3 ☆☆ビル
	名称	◇△株式会社 □▽支店
取り扱う麻薬向精神薬 原料の品名		硫酸
備考		

上記のとおり、業務を届け出ます。

令和 年 月 日 ←日付は届出日(郵送の場合は投函日)を記載

↓ 登記簿の本店の所在地を記載

住所 東京都〇〇区△▽3-4-5

氏名 ◇△株式会社

代表取締役 麻薬 太郎

↓ 業務所の所在地を管轄する厚生局名を記載

関東信越 厚生局長 殿

担当者 〇〇部 麻薬次郎

TEL: 03 (XXXX) XXXX

FAX: 03 (XXXX) XXXX

麻薬等原料 業者業務届

麻薬等原料 営業所	所在地	
	名称	
取り扱う麻薬向精神薬 原料の品名		
備考		
<p>上記のとおり、業務を届け出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>厚生(支)局長 殿</p>		

担当者

TEL: ()

FAX: ()